

## 健康で、生きがいとふれあいあふれるまちづくり

### 健康づくりと保健・医療の充実

#### (施) 女性の健康づくり推進費 (福祉部 保健センター)

6,647千円 (6,222千円)

##### 1 事業目的

女性の生涯にわたる健康づくりを支援するため「新居浜市がん健診及び健康診査実施要綱」に基づき健診の機会に恵まれない女性を対象として行われる健康診査、及び食生活改善推進員の育成等食生活改善指導事業等により、生活習慣病予防、食生活を中心とした健康づくりを推進する。また平成17年の「食育基本法」の成立に伴い、「食」への関心を高めるなど知識の普及を図る。

##### 2 事業年度

平成19年度

##### 3 19年度の事業内容

###### 女性の健康診査

18歳から39歳までの女性を対象に、市内委託医療機関で健診を実施する。

###### 食生活改善推進事業

食生活改善推進員を対象とした研修

小学生及び幼児を対象とした親子料理教室の開催

保健センター、公民館等で推進員が生活習慣病予防講習会ほか調理実習を実施

###### 食育推進事業

食育バランスガイドの普及

食育関係の教材作り

地産地消の推進

#### (施) 母子保健推進費 (福祉部 保健センター)

34,098千円 (34,006千円)

##### 1 事業目的

母子保健法に基づき妊婦から乳幼児までの健康管理、健康づくり支援、子育て支援を図る。

##### 2 事業年度

平成19年度

##### 3 事業概要

妊産婦新生児訪問により、妊娠・出産・育児に関し、相談に応じて必要な指導を行う。乳幼児健康相談で乳児の発達・発育の適切な助言を行うとともに、子育て相談により保護者が抱える育児に対する不安の軽減を図る。

1歳6か月児・3歳児健康診査で適切な指導と、専門医による精神発達相談及び経過観察児フォローアップ事業を活用し支援するとともに、育児サークル・児童クラブ等関係機関と連携を図ることで、就学前の発達支援の充実を図る。また、言語及び精神発達面で経過を必要とする幼児並びにその保護者に、早期から相談及び支援ができる体制をつくる。

両親学級を開催し、妊娠中より夫婦とともに子育てする気持ちを持てるよう、積極的に父親の育児参加を進める。

#### 4 19年度の事業内容

母子健康手帳・妊産婦新生児訪問

母子健康手帳は保健センター、別子山支所で交付

訪問指導は保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士により随時実施

乳児健康相談

5か月児健康相談（毎月2回）、後期の乳児を対象にした『すくすく乳児相談』（毎月1回）を保健センターで実施。身体計測、栄養・歯科・育児相談を行う。その他に、5か月児健康相談時には、図書館司書が絵本の紹介を行う。（ブックスタート）

1歳6か月児・3歳児健康診査

1歳6か月～2歳未満児及び3歳～4歳未満児対象に保健センターで月1回、歯科健康診査・内科健康診査・身体計測・栄養・生活・歯科相談・心理相談・運動発達相談等を実施

妊婦・乳児一般健康診査

妊婦一般健康診査を前期後期各1回、委託医療機関で実施（尿検査・血圧測定・血清・血色素・貧血検査等。但し、前期はB型肝炎抗原検査、後期は出産予定日に満35歳以上の妊婦に超音波検査を実施）

乳児一般健康診査（身体計測・医師による診察）を前期後期各1回、委託医療機関で実施

経過観察児フォローアップ

1歳6か月児健康診査等で言語及び精神発達面で経過観察を必要とする幼児を対象に、フォローアップ教室「にこにこクラブ教室」を保健センターで11回開催、発達相談を12回開催、関係機関との連携を図り就学まで継続した支援体制がとれるようフォローしていく。

両親学級（育児学級を含む）

初めてパパママとなる夫婦対象に、1コース3回のパパママ教室「ぷくぷく」（クッキング・絵本に親しもう・パパにもできる沐浴・妊婦シミュレーション体験・育児講座等）を出産予定月別に4コース開催し、健康な赤ちゃんを産み育てるための知識習得、妊婦同士の仲間づくりを行うとともに、育児をしている夫婦が自分や相手を知り、共に子育てをしていく環境づくりを行う。

マタニティーキーホルダー配布（新規）

「妊産婦にやさしい環境づくりを推進する」ため、マタニティーキーホルダーを母子健康手帳交付時に希望者へ配布する。

## 高齢者福祉の充実

(施) **総合相談権利擁護事業費 (福祉部 介護福祉課)** (介護特会) (包括的支援事業)

**335千円** (546千円)

### 1 事業目的

地域の高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい尊厳ある生活を継続していくことができるよう、必要な支援を把握し、適切なサービスや制度の利用につなげる。また平成18年に施行された「高齢者虐待防止法」により、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援を行うため、関係機関の連携強化を図り、高齢者虐待に係る広報その他の啓発活動を行う。

### 2 事業年度

平成18年度～

### 3 19年度の事業内容

地域におけるネットワークの構築

高齢者の実態把握

総合相談：虐待及び困難事例への対応、権利擁護事業・成年後見制度の活用

### 4 財源内訳

国 40.5% (135千円) 県 20.25% (67千円) 保険料 19.5% (66千円)

一財 20.25% (67千円)

(単) **慈光園施設整備事業 (福祉部 慈光園)** (拡充)

**3,500千円**

### 1 事業目的

養護老人ホーム「慈光園」の冷房設備を整備することにより、入園者が快適な居住環境の元で生活できるようにする。

### 2 事業年度

平成19年度

### 3 事業概要

冷房設備設置予定居室31室

慈光園の居室状況 入園者居室48室 ショート居室1室 全49室

内使用不可居室5室 (雨漏り等) 冷房設備既設置居室13室

### 4 19年度の事業内容

備品購入費 3,500千円

(施) **地域包括支援センター管理事業費 (福祉部 介護福祉課)** (介護特会) (包括的支援事業)

**80,866千円** (30,162千円)

### 1 事業目的

平成18年介護保険制度改正に伴い地域における中核施設として設置された地域包括支援センターを管理運営する。

### 2 事業年度

平成18年度～

### 3 事業概要

高齢者や家族からの総合的な介護や福祉に関する相談、支援事業

介護予防ケアプランの作成、介護予防事業 (新予防給付、地域支援事業) の推進

ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり

**4 19年度の事業内容**

職員人件費 35,731千円  
 4人(所長・保健師・社会福祉主事・主任ケアマネ)  
 給与19,733千円 職員手当等15,998千円  
 臨時職員賃金等 7,046千円  
 3人(保健師・社会福祉主事・主任ケアマネ)  
 賃金6,215千円 各種保険料831千円  
 委託職員 25,000千円  
 6人  
 委託料 12,288千円  
 協力機関8か所  
 その他 801千円  
 消耗品費、パソコン使用料等

**5 財源内訳**

国 40.5%(32,750千円) 県 20.25%(16,375千円) 保険料 19.5%(15,366千円)  
 一財 20.25%(16,375千円)

**(施)新予防給付マネジメント事業費(福祉部 介護福祉課)(新規)****57,553千円****1 事業目的**

平成19年4月から軽度者(要支援1、要支援2)を対象に新しい介護予防サービス(新予防給付)を実施するのに伴い、介護予防ケアプランなどの作成を行い、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した日常生活を継続できるよう、状態の維持・改善、悪化防止を図る。

**2 事業年度**

平成19年度～

**3 事業概要**

介護予防ケアプランの作成  
 市内の居宅介護支援事業所に介護予防ケアプランの作成を委託  
 新予防給付対象者数及び介護予防支援(介護予防ケアプラン作成)人数  
 平成19年度見込 軽度者2,566人 利用者1,889人  
 平成20年度見込 軽度者2,665人 利用者1,960人

**4 19年度の事業内容**

非常勤職員人件費 14,965千円  
 5人(保健師・社会福祉主事・ケアマネ等)  
 報酬13,200千円 各種保険料1,765千円  
 臨時職員賃金等 2,121千円  
 1人(賃金1,881千円 各種保険料240千円)  
 委託職員(5人) 21,000千円  
 プラン作成委託料 17,784千円  
 その他 1,683千円  
 消耗品費、システムリース料等

**5 財源内訳**

介護予防プラン作成料(53,746千円) 一財(3,807千円)

## 児童福祉の充実

### (単) 既設保育所整備事業(福祉部 児童福祉課)(拡充)

53,980千円(7,351千円)

#### 1 事業目的

公立保育所施設等の老朽化に対する修繕工事や備品の更新等を実施し、保育所としての施設機能の維持及び保育環境の整備を図る。

#### 2 事業年度

平成19年度

#### 3 19年度の事業内容

工事費 52,229千円

- ・公立保育所大規模修繕工事(金子保育園乳児室床改修工事)2,776千円
- ・民営化対象園改修費(八雲保育園)11,481千円
- ・保育室(全幼児室)エアコン設置工事(若水を除く13園)32,120千円
- ・調理室エアコン設置工事(八雲・高津・金子)5,852千円

備品購入費 1,751千円

- ・厨房器機などの大型備品の更新(食器消毒保管庫、ガス回転釜)

### (施) 放課後児童対策費(福祉部 児童福祉課)

63,063千円(59,812千円)

#### 1 事業目的

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生の児童を対象に、放課後の安全な居場所を確保するとともに、生活や遊びの場を提供し、健全な育成を図る。

#### 2 事業年度

昭和47年度～

#### 3 事業概要

大島・別子を除く16校区で17クラブ(中萩2クラブ)を開設

開設時間: 学校のある日(授業終了後～午後6時)

土曜日及び長期休暇中(午前8時30分～午後6時)

(日曜日、国民の祝日及び12月29日～1月3日は休み)

徴収金額: 1か月3,000円(8月のみ6,000円)

#### 4 19年度の事業内容

報酬 46,800千円

直営分指導員36名

委託料 10,419千円

委託分指導員8名、教材費等

需用費 2,900千円

教材・雑誌等消耗品、施設修繕、灯油代、医薬品等

その他 2,944千円

傷害保険料、通信運搬費、備品購入等

#### 5 財源内訳

県 2/3、1/3(10人未満県単独)(18,714千円)

実費徴収金 3,000円(8月のみ6,000円)(33,660千円) 一財(10,689千円)

(経) **児童手当費(福祉部 児童福祉課)** (拡充)**946,975千円** (793,207千円)**1 事業目的**

児童を養育している家庭の生活安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成と資質の向上に資する。

**2 事業年度**

昭和47年1月～

(主な改正経過)

昭和47年1月～ 支給対象 第3子以降、義務教育修了前児童

昭和61年6月～ 支給対象拡大(第2子以降) 小学校就学前児童

平成4年 1月～ 支給対象拡大(第1子以降) 3歳未満児

平成12年6月～ 支給対象拡大(3歳未満児 小学校就学前児童)

平成16年4月～ 支給対象拡大(小学校就学前児童 小学校3年生まで)

平成18年4月～ 支給対象拡大(小学校3年生まで 小学校修了前まで)

所得制限緩和(被用者 780万円 860万円)

(非被用者 596.3万円 780万円)

(今回改正内容)

平成19年4月～ 乳幼児加算(3歳未満児の第1、2子に月額5,000円)の創設

**3 事業概要**

支給要件 小学校修了前の児童を監護、生計を維持している養育者に支給  
所得制限あり

手当額 3歳未満児 月額10,000円

3歳以上小学校修了前 第1子・第2子 月額5,000円

第3子以降 月額10,000円

支給月 2月、6月、10月

費用負担

(3歳未満児)

児童手当被用者(厚年加入者) 国 8/10 県 1/10 市 1/10

児童手当非被用者(非厚年加入者) 国 1/3 県 1/3 市 1/3

特例給付(厚年加入者のうち所得制限を越えるものに対する特例措置) 国 10/10

(3歳以上児小学校修了前児)

被用者小学校修了前特例給付(厚年加入者) 国 1/3 県 1/3 市 1/3

非被用者小学校修了前特例給付(非厚年加入者) 国 1/3 県 1/3 市 1/3

平成19年度の事業費内訳

現行制度分 797,785千円

制度改正分 149,130千円

新居浜市単独分 60千円

(第4子以降、義務教育終了前、児童手当法対象児童除く 月額1,000円)

**4 財源内訳**

国(443,896千円) 県(251,508千円) 一財(251,571千円)

(施) **母子家庭自立支援費(福祉部 児童福祉課)**

**3,572千円** (3,272千円)

**1 事業目的**

就業のための資格の取得や専門的な技術の習得を目指す母子家庭の母親に対して助成し、就業を支援することにより、母子家庭の自立を促進する。

**2 事業年度**

平成15年度～平成19年度

**3 事業概要**

**母子家庭自立支援給付金事業**

**自立支援教育訓練給付金**

- ・対象は雇用保険制度等で定める教育訓練講座を受講した母子家庭の母親
- ・講座終了後に受講料の4割相当額(上限20万円、下限8千円)を支給

**高等技能訓練促進費**

- ・対象は看護師等の資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する母子家庭の母親
- ・生活費として、修学期間の1/3の期間、月額103,000円を支給

**常用雇用転換奨励金**

- ・対象はパートタイム等で雇用している母子家庭の母親をOJT実施後常用雇用に転換した事業主
- ・1人当たり30万円の奨励金を支給

**一人親家庭自立支援事業補助**

- ・一人親家庭の親を対象にパソコン教室を実施。パソコン技術を習得し就業を促進することによって、一人親家庭の自立を促進する。

**4 財源内訳**

国 3/4 (2,454千円) 一財 (1,118千円)

## 障害者（児）福祉の充実

(施) **地域生活支援推進費（福祉部 福祉課）**

**59,847千円**

### 1 事業目的

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として、障害者や障害児がその能力や適性に  
応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた事業を実  
施することによって、障害者の福祉の推進を図る。

### 2 事業年度

平成18年度～

### 3 事業概要

#### コミュニケーション事業

- ・市役所内の各窓口において聴覚障害者が申請手続きや依頼等相談を行う時に、コミュ  
ニケーションを円滑にするため、手話通訳を福祉課に1名配置
- ・手話通訳者、要約筆記者派遣

#### 障害者社会参加促進事業

- ・点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話奉仕員、要約奉仕員の養成講座
- ・スポーツ教室等開催事業
- ・自動車運転免許取得費、改造費助成
- ・リフト付福祉バス運行
- ・点字広報等発行事業（市政だよりの点字版、朗読版作成）

#### 相談支援事業

- ・市内4か所に相談支援センターを設置

#### 障害児タイムケア事業

- ・総合福祉センター3階に障害児放課後クラブ「ぴあ」を設置  
開設時間：学校のある日（授業終了後～午後6時）  
土曜日及び長期休暇中（午前10時～午後4時）  
（日曜日、国民の祝日及び12月29日～1月3日は休み）

#### 地域活動支援センター事業

- ・小規模作業所等から移行（3か所）
- ・障害者が通所する小規模作業所の機能を強化し、地域の実情に応じ創作活動又は生産  
活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を提供する地域活動支援センター機能  
強化の実施。

#### 生活訓練事業

- ・障害者のための料理教室、防災体験教室等（身障センター、総合福祉センター等で開  
催）

### 4 財源内訳

国1/2（11,385千円） 県1/4（12,981千円） 一財（35,481千円）



## 社会保険制度の充実

(施・経) **介護保険事業特別会計繰出金(福祉部 介護福祉課)**

**1,351,759千円** (1,271,384千円)

### 1 事業目的

介護保険事業に係る市の義務負担分及び事務費等の繰出金。

### 2 事業年度

平成19年度

以下特別会計ベースの事業費

### 3 事業概要

保険給付費	9,052,048千円
介護サービス等諸費	7,501,238千円
内 居宅サービス	4,570,982千円
内 施設サービス	2,930,256千円
介護予防サービス等諸費	1,056,085千円
審査支払手数料	15,794千円
高額介護サービス等費	150,667千円
特定入所者介護サービス費	328,096千円
特定入所者介護予防サービス費	168千円
地域支援事業費	144,951千円
介護予防事業費	22,339千円
包括的支援事業費	81,519千円
選択型地域支援事業費	41,093千円

(施) **介護予防特定高齢者施策事業費(福祉部 介護福祉課)** (介護特会)(介護予防事業)

**19,996千円** (30,400千円)

### 1 事業目的

要介護状態になるおそれの高い高齢者に運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上のプログラムを提供し、生活機能の向上を図り、活動的で生きがいのある生活を送れるよう支援する。なお、平成18年度介護保険制度改正に伴い義務付けられている事業である。

### 2 事業年度

平成18年度～

### 3 19年度の事業内容

看護師による訪問型介護予防事業

基本健康診査の結果から要指導、要医療の高齢者を訪問し、状況把握を行い、適切な指導をする。

通所型介護予防事業

サービス提供事業所を公募により決定し、介護予防を目的とした「運動器機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」プログラムを集团的、通所形態により実施する。(3ヶ月を1周期とし、週1回実施。送迎、入浴サービス有り。1回当たりの参加人数は40人程度。)

### 4 財源内訳

国 25%(4,999千円) 県 12.5%(2,499千円) 保険料 50%(9,999千円)  
一財 12.5%(2,499千円)

## (施・経) 国民健康保険事業特別会計繰出金(福祉部 国保課)

1,039,053千円(1,003,186千円)

## 1 事業目的

国民健康保険については、保険給付費、老人保健拠出金及び介護保険に伴う介護納付金等の必要な支出額を計上し、これに見合う公平で適正な負担の原則に基づく保険料を確保して、安定的な国民健康保険事業を運営している。

## 2 事業年度

平成19年度

以下特別会計ベースの事業費

## 3 事業概要

総務費 247,697千円

- ・一般職員19人と臨時・非常勤職員の人件費及び国保事業に要する事務経費

保険給付費 8,938,302千円

- ・国保被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の給付費

老人保健拠出金 2,261,066千円

- ・老人医療費に充てるため各医療保険の保険者が拠出する費用(国保のように老人加入率が高い保険者ほど負担は少ない)

介護納付金 550,395千円

- ・40歳から64歳までの2号介護被保険者の介護保険料の各医療保険者の負担分

共同事業拠出金 1,362,776千円

- ・高額な医療費に対応するため、県内の保険者が国保連合会に再保険事業として拠出する費用

保健事業費 48,633千円

- ・脳ドック、健康表彰、ヘルスアップ事業の経費及びはり・きゅう施術料助成費、特定健診等準備事務

基金積立金(基金利子相当分) 500千円

- ・国保特別会計の財政調整を図り、国保事業の健全な運営に資するため平成9年度に国民健康保険財政調整基金が創設されたもので、現在の基金残高は3億7,227万円

その他 35,603千円

- ・諸支出金、保険料還付金、償還金等

予備費 300,000千円

- ・給付費の急激な増加等、国保財政運営上のアクシデントに対応するため予算化しているもの

(施) **愛媛県後期高齢者医療広域連合費(福祉部 国保課)**

**88,338千円**

**1 事業目的**

75歳以上の高齢者の医療については、老人保健法に基づき「医療等の保健事業」として実施しているところであるが、老人保健法が改正され、平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が施行され、全市町村が加入する都道府県単位の「広域連合」が保険者として運営を担うこととなった。

**2 事業年度**

平成18年9月 愛媛県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会設置  
平成19年2月 愛媛県後期高齢者医療広域連合設立予定

**3 事業概要**

後期高齢者医療広域連合市町負担金 47,007千円  
・全体費用572,412千円 内新居浜市負担分47,007千円  
(均等割10%、後期高齢者人口割45%、市町人口割45%)  
市町村事務に係る事務費 41,331千円  
・住基情報等システム・保険料徴収システム開発委託料

**4 財源内訳**

国1/2(6,984千円) 一財(81,354千円)